

かたり通信

福井から原発を止める裁判の会開催の学習会報告

◆発行：福井から原発を止める裁判の会◆

■代表：中嶋哲演 事務局長：嶋田千恵子

■「裁判の会」事務局連絡先→問い合わせはこちらまで・・・

・南康人(090-1632-8217)又は

・小野寺恭子(090-6275-4451) 〒910-3606 福井県福井市田尻栃谷町14-1まで

■弁護士事務局連絡先：笠原一浩弁護士

♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

〒914-0041 福井県敦賀市布田町84-1-18

口座名：福井から原発を止める裁判の会

みどり法律事務所 (0770-21-0252)

記号：00760-6 番号：108539

◆ホームページ：<http://adieunpp.com> (本通信 PDF 版/その他情報をアップロード！)

SINCE MAY 2012



2020年9月15日「裁判の会」第13回学習会の報告

命をつなぐ権利を守れ！

宗教者による核燃料サイクル差止裁判の概要

新型コロナウイルスの流行下で、学習会を開催することも困難なため、「福井から原発を止める裁判の会」では、Zoomを用いて標記テーマの学習会を試みました。限られた人を対象に行ったものですが、より多くの皆さんに内容を知っていただきたいということで、以下の通り、これを文字起こししたものを報告します。Zoomの設定や司会進行は本会の南さんが行い、講師役として「宗教者核燃裁判」の原告である小野寺和彦(同時に本会事務局)が核燃サイクルの問題点を概説し、福井県敦賀市在住で同じく原告の岡山巧さん(「原子力行政を問い直す宗教者の会」の事務局)がそれがどのように訴えにつながるのかを話していただきました。その後で、この裁判の原告団共同代表である中嶋哲演さんにもコメントをいただきました。なお、文責はすべて編集子にあります。

第1部 核燃サイクルの問題点

「裁判の会」事務局 小野寺和彦

私の方から主として以下の3点について話しをします。

1 ウランとプルトニウム

2 再処理工場の危険性

3 放射性物質放出事故の危険性

訴状で詳しく述べてあることではないのですが、最初にウランとプルトニウムについて説明します。

この出発点の部分をかちんを押さえておくことで、核燃サイクル全体の意味がより明白になると思うからです。

■ウランとプルトニウムの基礎知識■

まずスライド 1-1 です。天然ウラン、ウラン燃料、MOX 燃料におけるウランやプルトニウムの組成割合の違いを図解で示したものです。

一番左側が天然ウランです。天然ウランはウラン 235 が 0.7%、ウラン 238 が 99.3%という組成になっています。U235 は核分裂性のウランで原発の燃料として使用されますが、U238 は極めて核分裂しにくいウランです。天然ウランは、このままでは核分裂連鎖反応には使えない。この U235 だけを核分裂連鎖反応が可能な濃度まで濃縮したのが 2 番目の軽水炉用のウラン燃料です。ここでは、天然では 0.7%であった U235 の濃度が 3~5%にまで高められています。

さて、ここで U235 とか U238 というのは何のこと？という疑問が頭に中に浮かんだ方もいらっしゃるかもしれません。Uはウランのこと。ウランには、核分裂し易い U235 と核分裂しにくい U238 があるということなのですが、U235 と U238 の数字の部分は何を表しているのか？

■ウランの同位体！？■

原子にはすべて固有の原子番号が与えられています。例えばウランは 92、後で出てくるプルトニウムは 94、水の構成元素である水素は 1、酸素は 8 などです。原子番号というのは原子核内の陽子の数を表しています。これは同一の原子であれば不変です。この原子核の中には電的に中性な中性子が入り込むことがあります。実は先の U235 の「235」は原子核内の陽子+中性子の数のことなのです。つまり 235 とか 238 という数字の違いは、中性子の数の違いによるものです。具体的には U235 は $235-92=143$ 、U238 は $238-92=146$ が中性子の数ということになります。このように同じ元素でも、中性子の数が違う場合にはそれらを同位体（アイソトープ）と呼んでいます。

次の表をみてください。

	ウラン235	ウラン238
原子番号（陽子数）	92	92
中性子数	143	146
核分裂	核分裂し易い	核分裂しにくい
放射能の半減期	7億年	45億年
自然での割合	0.7%	99.3%

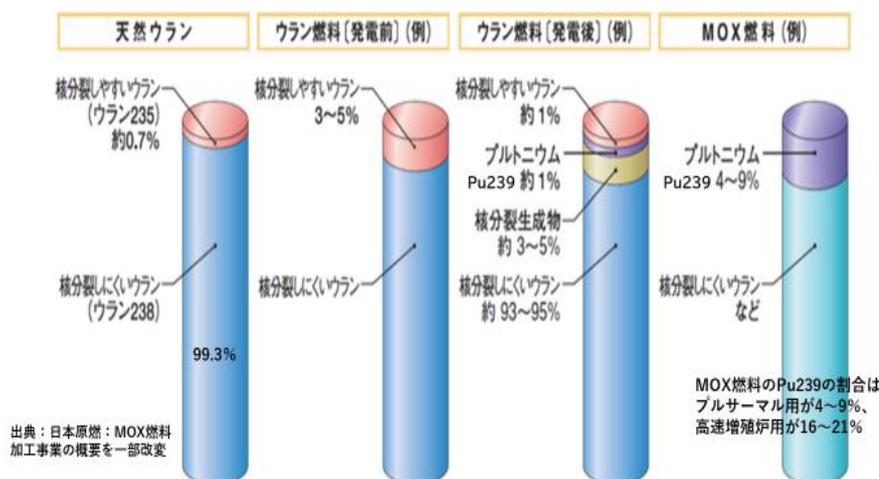
この表はこれまでのことを整理したものです。

U235 も U238 も原子番号、すなわち陽子数は同じ 92。中性子数が 3 個異なります。これにより核分裂のしやすさとか半減期が大きく違ってきます。自然界における割合も大きく異なります。

■プルトニウム 239 の生成■

スライド 1-1 に戻ります。左から 2 番目のウラン燃料を軽水炉で燃やすとどうなるか。その結果が 3 番目のグラフです。3~5%あった U235 が 1%になっている。燃料として「燃えた」ということです。さらにプ

1-1 ウランとプルトニウム



トニウムという原子が新たにできています。正確に言うと Pu239 です (分裂しない Pu240 など生成されますがこれは略します)。これは核分裂しにくい U238 に中性子がぶつかって生成されたものです。その下に核分裂生成物が 3~5% となっています。これがいわゆる「死の灰」です。その下が核分裂しにくい U238 です。Pu239 ができた分だけ少し減っています。

ここで重要なのは Pu239 ができたということです。この Pu239 には 3 つの特徴があります。

- ① U235 よりも容易に核分裂が起こる (U235 の最小臨界量は 22.8kg に対し Pu239 のそれは 5.6kg である (米国臨界安全ハンドブック TID-7016 による))。
- ② 天然ウランの 99.3% を占める U238 に中性子を当てることで Pu239 が比較的簡単に作れる。
- ③ プルトニウムとウランは違う元素なので化学的に分離・濃縮することが容易である。

▼ 編注：① で言及している最小臨界量とは、原子核分裂の連鎖反応が持続するのに必要な核分裂性物質の最小の質量のこと。この性質は原子爆弾に利用されており、核分裂性物質を複数の臨界量以下の部分に分割しておき、急激に合体させて臨界超過状態とし、短時間のうちに大量のエネルギーを放出させて核爆発を生じさせる仕組みとなっています。▲

特に③については、実は天然のウラン鉱石を採掘してきて、そこから核分裂しやすい U235 のみを濃縮するというのは大変な作業なのです。なぜなら U235 も大部分を占める U238 も同じウラン元素ですから分離しにくい。この 2 種類の同位体で違うのは中性子の数による極めてわずかな重さの違いです。その重さの違いを利用して遠心分離法とかガス拡散法とかいう技術を用いて分離するのですが、とにかく時間がかかる。ところが Pu239 はウランは別の元素ですから化学的性質が異なる。分離・濃縮が段違いに容易になるのです。

実は Pu239 が発見されたのは 1941 年です。アメリカで密かに進められていたマンハッタン計画では当初は U235 を用いた核兵器のみの開発が行われて

いたのですが (これは当初はナチスドイツに対して使用するつもりだった)、ここからは Pu239 を用いた核兵器の開発も同時並行で行われるようになったのです。その結果が、1945 年の広島への U235 を用いた原爆投下とそれに続く長崎への Pu239 を用いた原爆投下という惨禍につながってしまったということです。そして Pu239 の発見は、一方では核燃料サイクルのアイデアへとつながっていくわけです。

▼ 編注：U238 が Pu239 になるプロセスは β -崩壊と言われます。U238 が中性子 1 個を吸収すると U239 ($92+147$) になりますが、これは不安定な同位体であり、 β -崩壊を起こします。中性子が電子 (β 粒子) と反電子ニュートリノを放出して陽子になる現象です。こうしてネプツニウム 239 ($93+146$) ができますが、これも不安定で同じく β -崩壊を起こして Pu239 ($94+145$) ができます。▲

■ MOX 燃料の説明 ■

再度スライド 1-1 を見てください。一番右側が MOX 燃料です。MOX とは Mixed Oxide と言って「混合した酸化物」という意味です。酸化物にするのは熱に強く溶けにくくするためです。最初は他の原子炉で使用済みとなった核燃料棒を再処理して取り出される Pu239 と U238 を混合して酸化させ、ペレット状に固めて作ります。核分裂性の同位体では Pu239 と U235 が微量と、あとは核分裂をほとんど起こさない U238 で占められています。原理的には高速増殖炉用に作られた MOX 燃料を用いれば、消費した Pu239 以上に U238 から新たな Pu239 が生み出されることとなります。

■ 核燃料が 100 倍になる！？ ■

要点を復習すると、天然ウラン鉱石中の大部分を占める役に立たないと思われていた U238 に中性子を当てることで核分裂しやすい Pu239 ができるという事実、つまりやや乱暴な言い方ですが、元々は原石の 1% にも満たない割合しか占めていなかった核分裂性の資源が 100 倍になるということです。し

施設です。

・高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターは、フランスやイギリスに委託した海外再処理（全体で約7100トン）によって発生した廃棄物を一時的に貯蔵する施設です。

・ウラン濃縮工場は、天然のウランを濃縮する施設です。天然のウランは約99.3%の核分裂しにくいU238、約0.7%の核分裂を起こしやすいU235から成っています。この核分裂しやすいウランを約4～5%に濃度を高めたウラン燃料を作り出す施設です。

・低レベル放射性廃棄物埋設センターは、原発の運転によって発生する低レベル廃棄物を埋め捨てて最終処分する施設である。

▼ 編注：この4施設の他に、今年の10月7日付で規制委員会がMOX燃料工場が操業に必要な審査に合格した旨を公表している。▲

■再処理工場の工程と危険性■

4つの主要施設の中でも、核燃サイクルの要であり、最も危険なのが再処理工場です。その工程には

以下のようなものがあります（スライド2-2参照）。

①受入れ・貯蔵

原子力発電所からの受け入れた使用済み燃料は熱を持っていることから、プールに入れて冷却する。
 ➡冷却水喪失、過熱による燃料溶融の危険性。

②せん断・溶解

燃料棒をさやごとせん断し、高温・高濃度の硝酸で燃料を溶かす。

➡せん断に際してクリプトン85、ヨウ素129などの放射性ガスを大量に環境中に放出、さやに使用されているジルコニウムは粉になると発火性が高くなる、溶解段階ではプルトニウムによる臨界事故の可能性がある（例：1999年の東海村JOC臨界事故）。

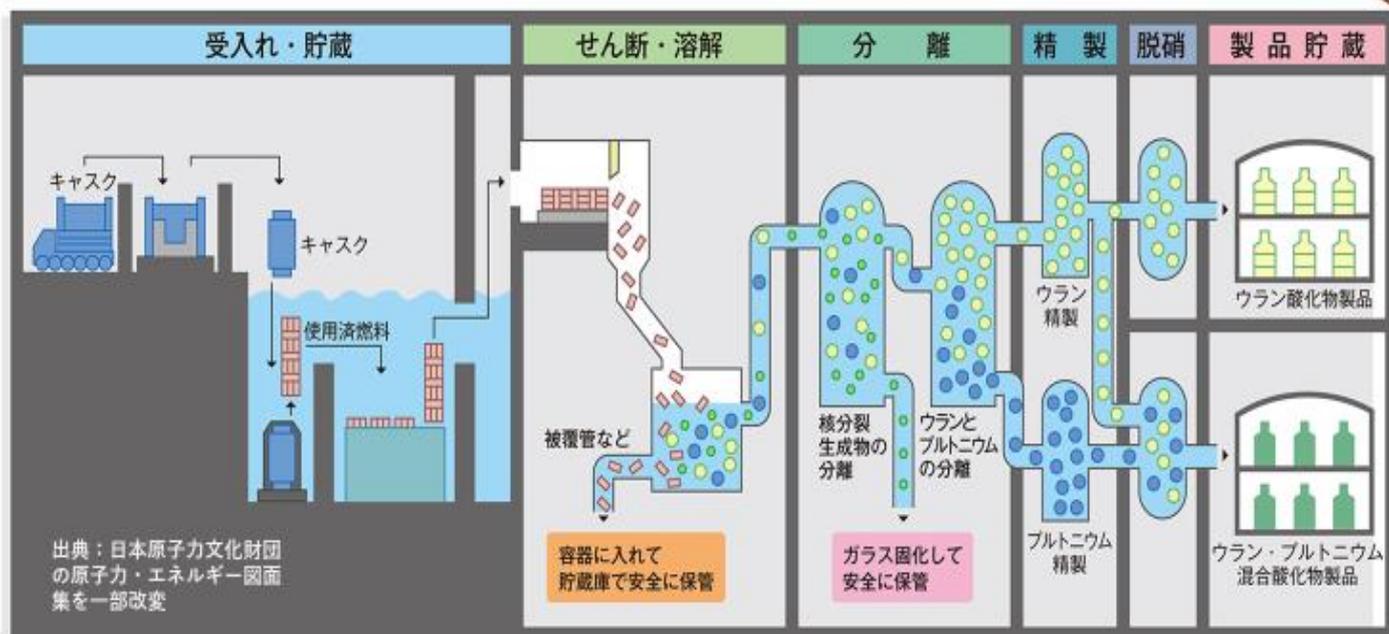
③分離

有機溶媒を使って核分裂生成物（死の灰）とウラン・プルトニウムとに分離する。

➡有機溶媒は60～80℃で発火する物質が使われる、有機溶媒に放射線が当たって分解されると爆発性の化学物質が生成される可能性がある、また分解に伴って水素が発生することで水素爆発の危険性もある。

2-2 再処理工場の危険性

○ウラン ●プルトニウム ●核分裂生成物（高レベル放射性廃棄物） ■被覆管などの金属片



④精製

ウランとプルトニウムのそれぞれの溶液の純度を上げるために分離作業を繰り返し行う。

➡臨界事故、放射能漏れの危険性がある。

⑤脱硝

精製した硝酸ウラニル溶液や硝酸プルトニウム溶液を、加熱処理することにより硝酸を除去し、酸化ウラン、酸化プルトニウムの粉末とする。

➡蒸発缶の過熱、プルトニウム漏出の危険性がある。

⑥製品貯蔵

プルトニウム・ウランのMOX粉末とウラン粉末を小分けして容器に入れ、冷却・貯蔵する。

➡移送事故、プルトニウム漏れの危険がある。

再処理工場というのは非常にデリケートな操作を必要とする工程がいくつも存在し、地震等の外部からの影響がない場合でもその稼働によって、再処理工程の各段階において事故発生危険が存在するということがお分かりいただけると思います。

■六ヶ所村は核のゴミの集積場に■

この再処理の過程で膨大な量の核のゴミが生み出されます。スライド2-3をご覧ください。広島への

原爆で生み出された「死の灰」の量は1kgにも満たないのですが、六ヶ所村で毎年取り扱う使用済み核燃料の量は800トンです。この再処理工場に取り扱う放射性物質の量が桁違いに多いことがお分かりいただけると思います。

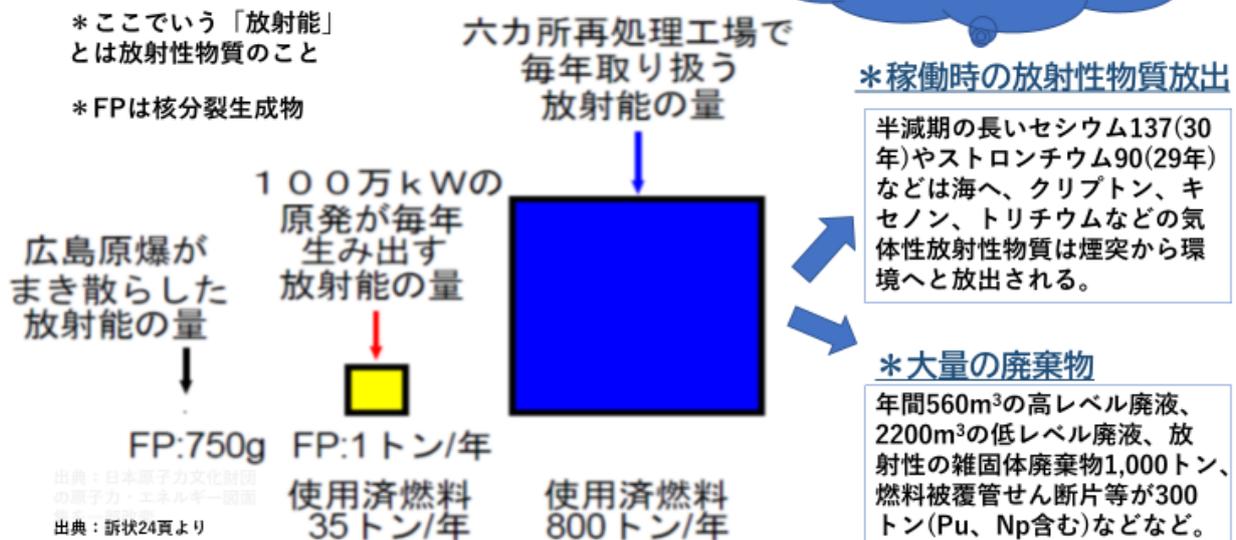
再処理工場についてまとめると、再処理の多くの工程が極めてデリケートで、危険を伴うものであり、またその稼働によって日常的に放射性物質が環境中に放出され、大量の核のゴミが生み出され、六ヶ所村は核のゴミの集積場になるということです。

■放出の危険性:基準地震動は大丈夫?■

このように再処理工場はただでさえ危険なわけですが、これに地震が襲うとその放射性物質放出事故の危険性はさらに高まることになります。訴状では「本件再処理工場における放射性物質放出事故の最も大きな要因は本件再処理工場を襲う地震動である。」として、基準地震動に焦点を当ててその危険性を訴えています。

基準地震動とは原発等の敷地に到来する最大の地震動を指す概念であり、それを耐震設計基準として原発等が建設され、またはそれを耐震補強基準とし

2-3 再処理工場の危険性



て原発等の耐震補強がなされます。

そして原発等が将来襲来する地震に対して安全かどうかは、基準地震動に対する信頼にかかるとなります。そしてこの信頼には、① 基準地震動を超える地震は来ないという信頼(これを第1の信頼)、② 基準地震動以下の地震では、重要設備は壊れない、故障しないという信頼(第2の信頼)の2つがあると考えられます。

■ 基準地震動を超える地震は来ない？ ■

第1の基準地震動を超える地震動は来ないのかという点についてみてみたいと思います。

まず訴状では、原発サイト又はその周辺で基準地震動を超える地震が記録された以下の5つの事例を挙げています。

- ① 2005年8月16日 宮城県沖地震 女川原発(基準地震動:375ガル、実際の地震動:560ガル)
- ② 2007年3月25日 能登半島地震 志賀原発(基準地震動:490ガル、実際の地震動:543ガル)
- ③ 2007年7月16日 新潟県中越沖地震 柏崎刈羽原発(基準地震動:450ガル、実際の地震動:793ガル、1018ガル、758ガル、496ガル)
- ④ 2011年3月11日 東北地方太平洋沖地震 女川原発(基準地震動:580ガル、実際の地震動:633ガル、675ガル、933ガル)

*5115ガル(三井ホーム)
★4022ガル(岩手宮城内陸地震・2008年・M7.2)
*3406ガル(住友林業)
★2933ガル(東日本・2011年・M9)
★2515ガル(中越・2004年・M6.8)
★1796ガル(北海道胆振東部・2018年・M6.7)
★1740ガル(熊本・2016年・M7.3)
★1571ガル(宮城県沖・2003年・M6.4)
★1494ガル(鳥取県中部・2016年・M6.6)
★1191ガル(山形県沖・2019年・M6.7)
★1000ガル超過の地震動は16回
★806ガル(大阪北部・2018年・M6.1)
*700ガル(本件再処理工場基準地震動)
★700ガル超過の地震動は27回
*270ガル(福島第一、第二、東海第二、玄海、川内原発・建設当時の基準地震動)

- ⑤ 2011年3月11日 東北地方太平洋沖地震 福島第一原発(基準地震動:600ガル、実際の地震動:922ガル)

さらに「第1の信頼」に関して見ていただきたいのが下の表です。これは2000年以降の主な地震とハウスメーカーの耐震性を示したものです。

六ヶ所村再処理工場の基準地震動は700ガルです。2000年以降でこれを超える地震動は27回起こっています。日本国内で頻発とまでは言わなくても700ガルを超える地震を数多く起こっていると言えます。

一方でハウスメーカーの耐震性をみてみます。まず住友林業のハウスの耐震性についてです。熊本地震では震度7が2回、震度6強が2回、震度4～6弱が141回であったところ、住友林業では震度7を22回、震度4～6弱を224回の合計246回の実験を繰り返して耐震性を決定しています。熊本地震のような複数回の強い揺れを伴う地震に対しても構造躯体の耐震性が維持され続けることが確認された数値であるということです。一方で、原発では地震の揺れによって変形ないしひずみが残ることが許容されています。にもかかわらず、一度変形をしてしまった施設が続けて来襲する強い揺れに対してどのような挙動を示すかは把握できていません。一方、この把握ができていう点においても住友林業の耐震性は原発の耐震性に比べ優れているといえるでしょう。

三井ホームのハウスの耐震性はどうか。わが国で震度7が観測されたすべての大地震をできる限り再現して、加振試験によって検証しています。原発ではそのような試験は行われていません。

多くの国民は原発の耐震性がハウスメーカーのそれよりも劣っているなどとは思っていないでしょうが、現実はそのようなものです。実験結果に基づかない700ガルという基準地震動は、ハウスメーカーの3000ガルとか5000ガルといったきちんとした実物大の震動実験の結果に基づく数値にも遠く及ぼないのです。

これらのことを踏まえて訴状では次のように訴えています。

「原発等に各段の高い耐震性が求められるのに、その耐震性が過去の地震の地震動に比しても、他の建造物に比しても、低水準であることはそれ自体で、原発及び再処理工場の安全性に欠けるということを意味している。仮に、低水準であることが直ちに安全性に欠けることを意味しないとするのなら、基準地震動が低水準であることを正当化する極めて確度の高い根拠を被告において強く立証すべきということになる。基準地震動に係る規制基準の合理性について被告が事実上の立証責任を負うという法理は、広く裁判例において認められているところであるからである。すなわち、被告において、他の地域には多く襲来している700ガルを超える地震動は本件再処理工場の敷地に限っては襲来することはあり得ないことを、全くの疑いを入れる余地がないほどに強く立証すべきということになる。」

■なぜ原発等の基準地震動は低水準か？■

なぜ原発関連の施設はこんなに低水準の基準地震動を当初、設定していたのか。建築費用がかさむから、ということもあるでしょうが、もうひとつ理由が考えられます。

スライド3-3は河角廣（かわすみひろし）さんという地震学者が提唱した震度と加速度の対応表と最

近の新しい知見に基づいて作成された国土交通省による対応表です。

かつては重力加速度（980ガル）を超える揺れは起こらないと考えられていました。最高でも400ガル程度。しかも基準地震動は解放基盤表面という想定上の硬い岩盤の上での基準であり、地表面に達するまでには3分の2程度に減衰するという暗黙の前提があったようです。ですから300ガル程度で十分と考えられていた節がうかがえます。右側の国土交通省作成の表との違いは一目瞭然です。

■地震の予測不可能！■

さらに地震の予測不可能性について、専門家のコメント、裁判における判決文を5つ紹介します。

①「地震という自然現象は本質的に複雑系の問題で、理論的に完全に予測することは原理的に不可能なところがあります-中略-東北地方太平洋沖地震はまさにこの科学の限界が現れてしまったと言わざるを得ません。そうした限界をこの地震の前に伝えきれなかったことを一番反省しています。」（瀬瀬一起（こうけつかずき） 2012年6月号雑誌『科学』）

②政府の中央防災会議の有識者会議は、国内で唯一地震予知が可能ではないかとされてきた東海地震について、地震予知を前提とした大規模地震対策特別

措置法に基づく地震情報の発信を取りやめる旨の最終報告をまとめ、政府もこれを了承。地震の発生時期や場所、規模を確度高く予測する科学的に確立した手法は・・・確度の高い地震予測はできない・・・。（2017年9月26日）

③「大飯原発には1260ガル（クリフエッジ）を超える地震は来ないとの確実な科学的根拠に基づく想定は本来的に不可能である。」（2014年5月21日の福井地裁判決）

3-3 放射性物質放出事故の危険性 なぜ当初の基準地震動は低水準だった？

■震度、最大加速度の概略の対応表(河角廣の式)1943■

震度等級	最大加速度(gal)
震度4	25~80ガル程度
震度5	80~250ガル程度
震度6	250~400ガル程度
震度7	400ガル~

■震度、最大加速度の概略の対応表(国土交通省)■

震度等級	最大加速度(gal)
震度4	40~110ガル程度
震度5弱	110~240ガル程度
震度5強	240~520ガル程度
震度6弱	520~830ガル程度
震度6強	830~1500ガル程度
震度7	1500ガル程度~

④「現在の科学では地震発生のメカニズムは解明されていないし、地震の予知予測を正確に行うこともできない・・・クリフエッジとされた1260ガルを超える地震動は将来的に来ないとの確実な想定は本来的に不可能であることも、原判決の指摘するとおりである。」(2018年7月4日の名古屋高裁金沢支部判決) *あの「内藤判決」!

⑤「・・・盛んに強震動予測が試みられている。反面、予測技術のレベルは未だ研究段階にあり、普遍的に社会で活用できる域に達しているとは言い切れない・・・強震動予測をストレートに耐震設計に結びつけているのは原発のみである。」(武村雅之2008年『活断層研究』28号)

結論を言うと、どの場所にどれだけの大きさの地震動が起こるかは予測不可能だということです。よって再処理施設における基準地震動700ガルというのはまったく頼りない数値だということです。

▲編注：クリフエッジ＝安全限界。例えば、設計時の想定を超える地震・津波により機器類の損傷、浸水等が生じ、燃料損傷等を引き起こす安全上重要な機器等の一連の機能喪失が生じる揺れのこと。▼

■重要設備は基準地震動以下でも大丈夫？■

次に第2の信頼・・・「基準地震動以下の地震では重要設備は壊れない、故障しないという信頼」について見てみます。要約すれば訴状では、以下の2つの理由により、再処理工場は基準地震動700ガル以下の地震によっても危機的状況に陥ることが予想されるとしています。

① 基準地震動が、抜本的な耐震工事もなしに当初の375ガルから700ガルにまで引き上げられている。一旦極めて低水準の耐震性で設計・建設された建造物がその後に当初の2～3倍もの耐震性を持ちうるのか？

② 再処理工場は既に放射性物質で汚染されているため耐震補強工事ができない。再処理工場では一旦試験運転されれば放射性物質は工場内に広く拡散し、その場所に人が長くとどまることが許されなくなる。

このことは、耐震補強工事が不可能であることを意味する。

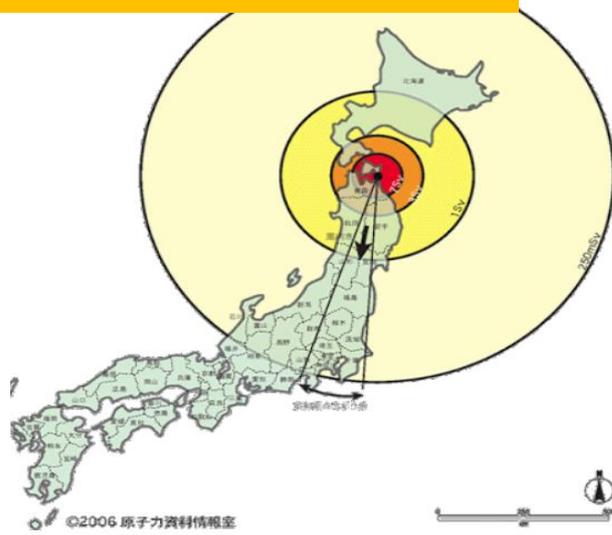
■放出事故の被害想定■

さらにこの再処理工場で仮に使用済み燃料のごく一部が環境に漏れ出るという事故を想定してみます。

本件再処理工場には、使用済み燃料3000トン分の貯蔵能力を持つプールがあり、各地の原発から次々と使用済み燃料が搬入されますが、仮に、地震等により本件再処理工場の貯蔵量の1%、30トン分の使用済み燃料中に含まれる放射性物質が放出されるような事故を想定すると、青森県全域と岩手、秋田、北海道の一部の地域は半数が死亡に至る放射線量の範囲に入るし、東京でも急性症状が発生することになります(下図参照)。これが2又は3%になれば日本全域が急性症状の発生を覚悟しなければならない区域になってしまうのです。

以上で核燃サイクルの要である再処理工場がいかに危険なものであるかの説明を終わります。

1%放出時における被害の広がり



第2部 私たちが提訴した理由

宗教者核燃裁判事務局 岡山巧

私自身は元々「原子力行政を問い直す宗教者の会」の事務局として原発の問題と関わってきています。

今回「原発は憲法違反」「倫理に反する」という論点で訴訟を展開していったらと知恵をしぼっているわけですが、これだけで裁判を闘えるかというところはまた別の問題です。宗教者としての主張をしながらも、裁判に勝てるようにもっていきたい。先ほどは小野寺さんの方から地震の話がありましたが、これは弁護団長の河合弁護士の言葉を借りれば「樋口理論」ですね、樋口元裁判官が全国各地で講演をされているその内容を利用させていただきます。訴状の中でも半分程度はこの「樋口理論」です。「樋口理論」で勝訴にもっていく、一方で宗教者としての立場からの主張も展開していくという2本立てで訴状ができていくということです。

それで私は以下の5つの内容について話しを進めたいと思っています。

- 1 提訴に至る経緯
- 2 宗教心と怒り
- 3 核燃料サイクルは国によるパワハラ
- 4 命をつなぐ権利
- 5 人格権に基づく運転差止請求権

■提訴に至るまで■

今回の提訴の母体となった「原子力行政を問い直す宗教者の会」は1993年に設立されています。これは高速増殖炉もんじゅの稼働等に対して危機感を抱いた宗教者の方々が立ち上がって設立したものです。会で課題となったのは、二つです。ひとつは被ばく労働を前提としているということで差別の問題、そしてもうひとつは将来的な核武装につながる可能性があるという意味で軍事問題である、ということでした。核燃料サイクルはエネルギーの問題ではないのです。私自身は2008年に福井県敦賀市での全国集会がありまして、そこから深く関わるようになりました。

今回の裁判を提訴する上で大きなきっかけとなったのは、2018年9月に愛媛県松山市で行われた全国集会でした。そこで司法、中でも最高裁へのはたらきかけができないかという議論が出てきたのです。

全国集会をきっかけに翌2019年4月に「脱原発弁護団全国連絡会」との間で意見交換を行う機会がありました。そこで裁判を起こそうという話になり、10月から原告募集を開始して、今年の3月9日に「宗教者が核燃料サイクル事業廃止を求める裁判」を東京地方裁判所に起こしました。略して「宗教者核燃料裁判」と自称しています。訴状表記では「六ヶ所村再処理工場運転差止事件」です。原告数は全国30都道府県で211人。内訳は仏教系9宗派96名・キリスト教系7宗派109名・神道無所属5名となっています。

新型コロナウイルスの問題により第1回口頭弁論の期日がなかなか決まらなかったのですが、12月17日の14時からと決定いたしました。

■提訴決断の理由■

以下の6点の理由により提訴を決断しました。

- ① 宗教者・信仰者として「核といのちは共存できない」と訴えるために
- ② 核燃料サイクル事業は「倫理に反している」と訴えるために
- ③ 過酷事故となり得る青森県六ヶ所村の原子力施設（再処理工場など）の運転差止めを求めるために
- ④ すべてのいのちを脅かす「原発は平和憲法に違反している」ことを司法に問うために
- ⑤ 電力の大消費地で立地現地との不公平（差別）に無感覚な都市住民の責任を照らし出すために
- ⑥ 宗派・教派を超えて宗教者・信仰者の使命を果たすために

ということで、これらのことを訴状の中では以下のように表現しています。

「本件は、宗教者、信仰者である原告が、人の歴史において築き上げられた叡智を過去から受け継ぎ未来に生きる人々に受け渡すという宗教者の責務を果たすために、核がもたらした悲劇を繰り返してはならない、子どもたちに被ばくを強要してはならない、これ以上次世代に核のゴミを押し付けるわけにはいかない、と強く決意して、地方の犠牲のもとに

電気を受け取っている大都会東京の地において、人格権に基づき、本件再処理工場の運転差し止めを求める訴訟である。」

■東京地裁へのこだわり■

特に今回管轄を東京地方裁判所にするというところにこだわりました。再処理工場は青森にありますけれども、全国民が当事者であるという問題だからです。先行訴訟としては青森で行政訴訟が行われています。敬意を表しつつ、私たちは東京地裁で被告を日本原燃とした民事の訴えを起こすということに大きな意味を見出したいのです。このことについては、訴状の「請求の理由」の「第2当事者等」の部分で「ひとたび事故を起こすと原子力発電所の事故以上の深刻な被害を引き起こし、原告らの居住地を含む日本列島全体に惨状をもたらす恐れがある。また、仮に放射性物質放出事故がなくても、本件再処理工場の稼働によって平常時に放出される放射性物質は、後述のとおり、大気や海洋によって拡散し、原告らの生命、身体、精神及び生活の平穏等を侵害する具体的危険がある。」とおさえています。中嶋哲演さんがいつもおっしゃっている「原発には現地が3つあるんだ」ということ。すなわち、それは「立地地元」の他に「消費地元」と「被害地元」があるんだということですね。この後者の2つの「消費地元」と「被害地元」の地元意識・責任意識を喚起していきたいという意味でも東京地裁に提訴したわけです。東京で流れを変えたいということです。

■弁護士との対話■

2019年4月に「脱原発弁護団全国連絡会」と意見交換を行ったと申しあげましたが、そのときにこういうことがありました。私たち「宗教者の会」の事務局及び世話人が10名くらいと20数名の弁護士さんが参加しました。宗教者の側からの意見や疑問として、「政権に付度した不可解な判決が増えている。全国の宗教者が最高裁前に結集して文書を提出するような企画はどうか。」とか「福島をみれば住民の人格権が著しく侵害されている。原発は憲

法違反と主張できないのだろうか。」といった疑問や考えを述べました。そうすると弁護士の方々からは「現在の最高裁の裁判官15名は全員が安倍政権になってから任命されている。それは人事権の濫用だ」という指摘をしても、通常の人事異動という説明がかえってくるが、それに対して反証はできない。」とか「原発裁判では具体的な法律を根拠にどのような違反や被害が生じているかを争っているのだから、憲法論争にはならないのだ。」という答えです。それから最高裁の事務局に文書を持って行っても、まず受け取ってもらえることはないだろうという見解です。

■キリスト者の訴え■

このようなやり取りを経て、原発事故以降の福島の多くの被害者に寄り添いながら、福島県会津若松市の教会で生活しておられるキリスト者の片岡輝美さんが涙ながらに声を振り絞って訴えられました。

「法廷で憲法問題が論点になっていないと聞いてとてもショックを受けています。故郷を奪われ、仕事を奪われ、家族をばらばらにされた苦しみは、憲法が保障している人格権の侵害にならないんですか。」と。

そして最後の方で、長年青森の六ヶ所村の最前線に身を置いて、抑圧に抵抗してこられたキリスト者の岩田雅一牧師、今回の訴訟の原告団共同代表になられた岩田牧師が全体をまとめるような感じで以下のようにおっしゃいました。

「結局、私たちが裁判の当事者として立ち上がって、司法の場で宗教者として裁判官と対話していくしか道はないんでしょうか。」

当初は弁護士の皆さんに相談しに行こうという軽い気持ちで私たちは足を運んだわけです。裁判をするというようなことは考えなかったのだから、この岩田牧師の言葉に戸惑いを覚えたのは私だけではなかったと思います。でも岩田牧師の迫力ある訴えが、先ほどの片岡さんの涙を涙のまままで終わらせていいんですか、という問いかけにも聞こえたのです。一方の弁護士の皆さんに対しては法律の専門家として宗

教者とどう関係していくのですか、という問いを投げかけたはずです。そこで一気に空気が変わっていったわけです。

■宗教心と怒り■

岩田牧師が教えてくださった聖書の言葉に、「神の怒りは、不義によって真理を阻止する人間のすべての不虔（ふけん）と不義に対して、天より啓示せられている。」（「ローマの信徒への手紙」）というのがあります。怒りというのは宗教心の大事な表現なのでしょう。



仏教においてはどうか。一般的には、怒りというのは三毒煩惱のひとつ、瞋恚（しんに）で克服すべきもの。ダメなものだから、怒らないような人間にならなければならぬと受け止められています。一方でこのようにも教えられています。怒りは真実を見失っている（身をわずらわしている）人間を真実に呼び返すはたらきなんだと。怒りは如来からの促しであり、

すべての人間が平等であってほしいという願いが届けられているのだと。この場合、怒りというのは、自分の個人的欲望が満たされなくて駄々をこねるようなものではなくて、深い悲しみというものに包まれて表現される怒りなのだということです。

上の画像は中畠哲演さんが住職をしておられる福井県小浜市の明通寺にまつられている不動明王です。怒りが宗教心の表現としてこういう形をとっているのですね。

■核燃料サイクル推進は国によるパワハラ■

次に今回の核燃サイクル訴訟を私自身がどう受け

止めているのかを申し上げます。

現在全国各地で数十件にもなる原発差止訴訟が行われています。原告が勝ったり負けたりしていますが、これは漫画「ドラえもん」でののび太とスネ夫の関係に喩えられるのではないかと思います。スネ夫はガキ大将であるジャイアン腕力や指示によって動かされている。スネ夫とジャイアン関係が変わらない限り、のび太へのいじめは永続する。ジャイアンに相当するのが国策としての核燃料サイクル事業です。たとえ電気が足りていても、スネ夫（すなわち電力会社）がウラン燃料よりも危険性が高かつ高価な MOX 燃料を用いたプルサーマル発電を推進するのは、ジャイアン（国策）にそう言われているからです。関西電力の経営陣が不正に資金流用したのはなぜか。ジャイアンが総括原価方式という優遇制度によって支えられてきたからです。逆に言うならばあらゆる人々を巻き込み、お互いに精神的自由を奪い合い苦しめ合う仕組みの肝が国策核燃料サイクル事業であると言えるのではないかと思います。これは本当ならばとんでもない暴力・国家によるパワハラです。ところが国策という名を掲げることによって、あたかもそれが善なるもの、素晴らしいものであるかのように思い込まされ、その本質は覆い隠されてしまう。そして現地では力とお金を、弱い人たちの自由意志を抑えつけるような仕組みに使い、被害を受けてもその被害を口にできないような恐怖と忍耐と隷従を強いてきた。そういう意味ではこの仕組みそのものを私たちは問題としていかなければならないと思います。仏説無量寿経には「我世において速やかに正覚を成らしめて、もろもろの生死・勤苦の本を抜かん」という言葉があります。この「もろもろの生死・勤苦の本」というのはまさにジャイアンによるパワハラ、核燃料サイクル事業のことだと私は受け止めています。

■命をつなぐ権利■

ジャイアンによるパワハラがいかに倫理に反していて、憲法が保障する基本的人権を侵しているかに

ついて、宗教者は詩的・感覚的言葉をもって本質を表現する(岩田牧師曰く)。それを弁護士の方のお力添えで論理的に伝えていくという、そういうような役割分担をしていきます。その中で使用済み核燃料の問題に力点を置きたいと私たちは考えました。

使用済み核燃料の問題は請求原因というハードルがあって、これまでの原発裁判では論点にできなかったということがあるわけですが、弁護団は環境法学者と何回も話し合いを持ちまして、「命をつなぐ権利」というこれまでなかったような新しい概念を導き出したそうです。河合弁護団長は「人間が人間として生きているということは自分の生命さえ安全であつたらそれでいい、自分だけ健康ならそれでいい、ということじゃないでしょう。自分の子供、孫、それからまた全然見えない何百年も後の人たち、後から生まれてくる人たちの幸せのことまでまでも考える義務があるんじゃないのか。人間には後世のためにより地球環境を残す義務があるはず。じゃあ、その義務を履行するための権利って何だ？それが「命をつなぐ権利」だろう。」とおっしゃっています。

■前代未聞の裁判になる！■

このような法的な後ろ盾を得た上で法廷では、人間とは何か、自分とは何か、この世界とは何だ、国家とは何か、歴史や時間とは何か、という生きることの根本を問い続けてきた宗教者の信仰告白が意見陳述の中に反映されることになると思われます。そのような意味では、この裁判は前代未聞の裁判になると思われます。

■ドイツ倫理委員会の報告■

最後になりますが、訴状の「請求の理由」の中の「第4 人格権に基づく運転差止請求権」の部分では、以下の3点について触れています。

- 1 人格権に基づく妨害予防請求権
- 2 宗教者、信仰者が本裁判を起こした理由
- 3 ドイツ倫理委員会—宗教者の意見

この中で3番目のドイツ倫理委員会のこと「倫理」ということについての確認をしたいと思います。

「安全なエネルギー供給に関する倫理委員会」が、2011年5月30日にメルケル首相に報告書を提出します。ここからドイツの脱原発の政策転換が実現しました。倫理委員会の17名中宗教者は3名。そして議論の内容はテレビで公開されました。その中で大事ななど思ったのは、次の2点です。

- ① 倫理的な価値評価において鍵となる概念は、持続可能性と責任である。(41頁)
- ② 人間は技術的に可能なことを何でもやってよいわけではない…短期的な利益を優先して、未来の何世代にもわたり負担を強いるような決定に対しては、社会は責任を負わねばならず、何が受け入れ可能で、何が受け入れ不可能かを判断していかなければならない。(43~44頁)

これについて私たちの訴状の中では次のように言及しています。

「倫理委員会設置の根拠は「原子力の利用やその終結、他のエネルギー生産の形態への切り替えに関する決定は、すべて、社会による価値決定に基づくものであって、これは技術的あるいは経済的な観点よりも先行している」という基本的な認識にある。」

この下線の部分を仏教の根本に立ち返るならば、



比叡山延暦寺を開いた最澄の次のような言葉になるかと思います。

道心の中に
衣食（えじき）あり
衣食の中に
道心なし

道心とは真実を求めて歩まんとする心。衣食（えじき）とは衣食住のこと・・・つまり経済のことです。その経済よりも大事なことがあるんだ、そこに立って生きていくんだということが倫理につながると思うのですが、それが今の世の中では逆になっているのではないか。物事を全て衣食（えじき）の中で考えようとしている。そういうことが根本的な間違いではないか、という問いかけを裁判の中でしていければと思うところであります。私の方からは以上です。

自らの加害性も問う！

宗教者核燃裁判共同代表 中嶋哲演

お二人には本当に有難うございました。大切な問題をコンパクトかつ明快に話していただいて私自身も認識を新たにしております。

青森県の岩田牧師と私の二人がこの裁判の原告団共同代表になっています。共同代表をお引き受けする際に申し上げたのですが、私と岩田さんだけが代表をするということではなくて、この裁判に参加してもらった人すべてがこの共同代表の心構えで裁判に取り組んでいただいで欲しいということで、その一人としてお引き受けいたしました。

原発問題に限らずすべての問題において、主体的に何とかしなければいけないんだと皆が思えるようになるというのは、その問題が自分自身の問題となった場合、つまり自分とどう関係があるのかということが把握できた場合に、具体的な行動が生まれるのかなと常日頃思っています。

これは今年12月17日の第1回口頭弁論の原告の意見陳述の中で申し上げるつもりでいるのですが、今回の再処理工場差止裁判の件については、原発の立地する福井県若狭地方の住民としては、六ヶ所村の問題というのは、先ほど小野寺さんから再処理工場の概要が説明されていましたが、もんじゅ（高速増殖炉）・ふげん（新型転換炉）を除いて加圧水型の敦賀1号機も含めて13基の原発が生み出した使用済み燃料のうち2500体が六ヶ所村のプールに既に搬出されています。それから若狭地方の原発が生み出したドラム缶にして10万本の低レベル放射性廃棄物が六ヶ所村の低レベル放射性廃棄物埋設センターに送り込まれています。それから高レベルの放射性廃棄物でフランスやイギリスで再処理したものが、日本に送り返されて同じく六ヶ所村の高レベル放射性廃棄物貯蔵管理センターに貯蔵されているんですが、これのキャニスターという容器に入った800本分は若狭の原発からのもので既に搬入されています。このキャニスターの1m以内に人間が近づくと20秒くらいで死亡するそうです。死の灰の塊ですから強烈な放射線が出ているのですね。そういうものを既に800本も送り込んでいる。若狭は関西方面に送電するために危険な原発を押し付けられたという被害者のような立場の部分もあるのです。しかしながら、下北半島の六ヶ所村には3回ほど訪問しているのですが、本州の最北端の地にこんなに危険なものを押し付けている側に私たちはまわってしまっている、被害と加害の関係が入れ子構造になっているということをこの六ヶ所村を訪問してみて私は思い知らされました。

そのことと関連してもうひとつの問題はなぜ今度の提訴は青森ではなくて東京なのかということ。それから被告は日本原燃です。日本原燃は沖縄を除く日本列島の9ブロックの電力会社と日本原電の10社が共同出資してつくった会社です。この日本原燃を被告として東京地裁で裁判を行うということなのですが、その電力会社等は原発施設をすべて過疎地・田舎に押し付けている。そしてどのブロックと

も大都市圏がその電力の供給を受けてきた。日本原燃がどういう性格の会社かということはこれでお分かりと思いますが、そこが国と組んでやっていることがこの核燃料サイクルという事業なわけです。ですから被告はその日本原燃であり、裁判所は国策の中心たる東京です。日本原燃も最初は本社が東京にあったのですが、今はさすがに青森に移しているのですね。以上、お二人の話に補足をさせていただきました。

◆宗教者核燃裁判◆

第二次原告募集中！

「命をつなぐ権利」－使用済み核燃料の問題を論点にする新しい概念に注目して下さい。

宗教者核燃裁判 事務局 岡山巧

現在、宗教者核燃裁判第二次原告を募集しております。宗教者信仰者という言葉から、私には関係ないと思われる方がおられるかもしれませんが、真実を求めて生きようと志す人は誰もが宗教者であり信仰者と言えます。よろしければ裁判の当事者(原告)となってください。原告になるのはどうも…という方は、サポーター(賛同人)としてこの裁判を継続的に支えていただけるとうれしいです。

■ 新しい概念

今回の裁判の訴状では、「原発は倫理に反する」という主張をどう展開するかが大きな課題となりました。一番大きなハードルは、請求原因です。原発の具体的な危険性を立証して人格権の保護を主張することは請求原因として認められています。しかし、使用済み核燃料(放射性廃棄物)を大量に生み出し蓄積することの問題性を主張することが、どういう法的な論拠によって請求原因となるのか、はっきりしていなかったからです。学習会でも申し上げましたが、この難題を乗り越えるための新しい概念が「命をつなぐ権利」なのです。今回の裁判では、地震に

関する「樋口理論」によるわかりやすくグーの音も出ないような論理展開と共に、是非とも、この「命をつなぐ権利」の行方に注目していただきたいと思っています。

■ あなたはわたし、わたしはあなた

法的な論点や展開方法は弁護団にお任せするとして、少し宗教者としての補足をさせて下さい。

ここにいるこの自分とはいったい何ものなのか、ということを考えてみます。普段、自分と他人とは体が違うから全く別の存在だと思っています。でも、自分の中に他人がいる、他人の中に自分が見える、そんな感覚はないでしょうか？例えば、身近な人を亡くした時。悲しくて全身が震えて止まらなくなり、涙もポロポロと流れ出てくる…。亡き人のために力を発揮できなかった自分に怒りさえ感じる…。こうした重い経験を通して、入れ物となっている器は違っても、<あなたはわたし、わたしはあなた>という感覚が培われているのです。ここに人間存在の豊かさがあり、その総体を宗教心と言うのだと思います。

大坂なおみさんが全米オープンで、警官暴力の被害者となった黒人の名前入りマスクをつけて登場したことも、彼女の宗教心表現であり、この意味では彼女も宗教者です。

■ 時間と空間を超える

この<あなたはわたし、わたしはあなた>という感覚が、時間的・空間的にどんどん広がっていくということと、宗教心の深まりということは同義です。だから、信仰を大事にしているということは、10万年後の未来とつながるわたしになって生きることであり、青森県六ヶ所村の人々とつながるわたしになって生きることになります。今回の裁判は、このように時間と空間を超えて自在に生きる人間が響き合う営みであり、その尊さを法廷で表現し、記録を残す営みとも言えます。

■ 原告の二次募集:門戸を広げます！

原告一次募集の際は、まずは、僧侶・牧師…など聖職者が立ち上がっていきと、特定の宗教団体・組織に属している立場にこだわりました。このため、一般市民の方に、原告でなく、サポーター(賛同人)として支えていただくことをご案内することもありました。

しかし、今回の二次募集ではそういう狭義ではなく、広義の宗教者、この裁判の趣旨に賛同し、真実を求めて生きようと志す人、<あなたはわたし わたしはあなた>という感覚を大切にしたい方を原告としてお迎えいたします。是非とも、ご検討下さい。

★宗教者核燃裁判事務局へのお問い合わせは・・・

〒112-0002 東京都文京区小石川 3-4-14 見樹院内
宗教者核燃裁判原告団 東京事務所
03-3812-3711 大河内秀人

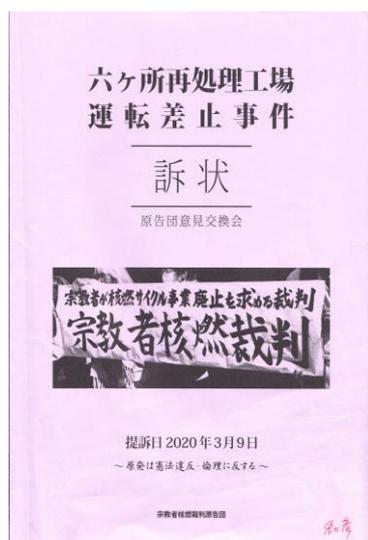
♥カンパ等のゆうちょ銀行振込先

振替口座：00920-5-238100

加入者名：宗教者原告団

★最新情報については「宗教者核燃裁判」で検索を！

■この裁判の冊子ができました！■



頒価 1,000 円(送料:4冊まで 200 円)
核燃料サイクル事業や再処理工場の運転差し止めが裁判の争点?なんだか難しそうに聞こえます。でも、それは今を生きる私たちの命、そして未来に生きる人々の命に迫る問題。だからこそ、宗教者

核燃裁判は「原発及び再処理工場の違憲性と反倫理性」と「命をつなぐ権利」を訴えます。訴訟の意義

や争点を図や表も取り入れて読み易くしたこの冊子、学習会にもお役立ちです！

- ・訴状全文掲載(訴状原文よりも読みやすい！)
- ・原告団意見交換会の要旨が面白い！

★申込先：左記の宗教者核燃裁判原告団事務局又は shukyokakunen@gmail.com まで。

★今回の Zoom 学習会の様子！



▼編集ノート：この裁判の原告のお一人であり、事故直後から2年間、福井で避難生活を送られた福島県南相馬市の同慶寺住職である田中徳雲さんがある講演で語った言葉です。「皆さん自身は、子どもたちにどんな未来を残したいですか」「子どもたちのために、将来のために、みんなが力を合わせて、今までできなかったことを成し遂げるべき、本当に潮目の時期なんじゃないか。子供たちにどんな未来を残したいか。どうか、誰かに強制されて考えるのではなく、自分自身で考えていただきたい」(日刊県民福井 2020年3月4日付)。

▼将来世代と「共に生きる」ために、私たちは今をどう生きるのか、何を選び取り、何を選び捨てるのか、という問いの矛先が裁判官、被告そして原告の一人ひとりの身に突き刺さるような法廷になればと願っています。(編集子)